

## 教育職員免許状授与証明書の請求手続きについて

滋賀県教育委員会が授与した教育職員免許状については、授与証明書を交付することができます。(証明書が発行できるのは、滋賀県教育委員会が授与・交付した免許状に限ります。)授与証明書を請求する場合の手続きは、次のとおり行ってください。

なお、免許状番号、授与年月日等の電話照会には応じられません。免許状番号等を確認されたい場合は、授与証明書の請求をしてください。

1. 「教育職員免許状授与証明願」(様式第 20 号)に必要な事項を記入のうえ、84円切手(2～3通希望の場合は94円切手、4～8通希望の場合は 140 円切手を貼った返送用封筒(定型)とともに下記あてご送付ください。その際、封筒の表書きには『免許状授与証明願在中』と朱書きしてください。

さらに速達希望の場合は速達料金分290円の切手も貼って送付してください。

2. 手数料は証明書1通につき530円(※令和元年 10 月 1 日に手数料を改定しましたのでご注意ください。)です。申請用紙に530円分の滋賀県収入証紙を貼り付けて提出してください。複数の免許状の証明書を希望する場合は、それぞれ手数料がかかります。

証紙は滋賀県内の滋賀銀行、関西みらい銀行、または滋賀県会計管理局管理課で購入することができます。県外の方で購入できない場合は、郵便為替もしくは現金書留でお送りください。(過不足がある場合や郵便切手で送付された場合は受け付けません。)

3. 免許状番号、授与年月日等が不明の場合は、メモ書きに次の事項を書いて同封してください。

- ・免許状申請時の本籍地、氏名
- ・免許状を取得した出身大学・学部、卒業年月日
- ・免許状が授与されたと思われる年月日

4. 証明書の発行には通常1週間程度(郵送にかかる日数を除く)かかります。余裕を持って請求するようにしてください。なお、原則として即日交付は行っておりません。

### ※注意事項

(1) 免許状取得後、氏名および本籍地に変更が生じ、書換の手続きを行っていない場合には、免許状取得時の内容での証明となります。

(2)「授与の根拠規定」は免許状の表面に記載されている条文を記入してください。

<例> 教育職員免許法別表第一

送付先 〒520-8577(住所記載不要)

滋賀県教育委員会事務局 教職員課 服務・免許係